

平成24年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第1号

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員荒井秀雄氏の任期は、平成24年4月19日で満了となるが、後任として横川俊夫氏を選任することについて同意を求めるもの

2 内容

(1) 住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2175番地2

(2) 氏 名 横川 俊夫 (よこかわ としお)

3 任期

平成24年4月20日から平成27年4月19日まで

議案第2号

専決処分承認を求めることについて（松伏町税条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例を改正する必要性が生じ、平成23年12月14日に松伏町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の適用を受ける損失の金額を申告書の提出の前日までに支出したものに限りとする。

3 施行期日

公布の日

議案第3号

松伏町の基本構想の策定等に関する条例

1 趣旨

将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての指針となる基本構想の策定等に関し、必要な事項を定めるもの

2 内容

(1) 基本構想の策定義務（第2条関係）

町は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想を策定しなければならない。

(2) 基本構想策定等に係る議会の議決（第3条関係）

町長は、基本構想を策定又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行し、同日以後に策定される基本構想について適用する。

(2) 松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正

議案第 4 号

松伏町ペット霊園の設置等に関する条例

1 趣旨

ペット霊園の設置及び管理等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるための措置を講じ、町民の生活環境の保全を図るもの

2 内容

(1) ペット霊園の設置等の許可（第4条関係）

ペット霊園を設置し、又は許可を受けたペット霊園を変更（軽微な変更を除く。）しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(2) ペット霊園の設置等の許可及び許可基準（第5条及び別表関係）

町長は、条例に定めるペット霊園の基準に適合している場合でなければペット霊園の設置等の許可をしてはならない。

(3) ペット霊園の許可申請（第6条関係）

ペット霊園の設置等の許可を受けようとする者は、許可申請書を町長に提出しなければならない。

(4) 事前協議及び近隣住民等への説明会等（第7条及び第9条関係）

ペット霊園の設置等の許可を受けようとする者は、(3)の許可申請の前に町長と事前協議を行うとともに、ペット霊園の近隣住民等への説明会等を開催しなければならない。

(5) 維持管理及び設置者等の責務（第16条及び第17条関係）

ペット霊園には管理者を置き、その維持管理を適正に行うとともに、地域の生活環境に配慮し、近隣住民等と良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(6) 許可基準に違反した場合の手續等（第20条から第24条まで）

許可基準に違反した設置者に対して勧告、命令、許可の取消し及び公表等を行うことができる。

(7) 適用除外（第25条関係）

墓地、埋葬等に関する法律の規定による許可を受けた墓地等にペットを埋葬等する場合及び自らが飼養していたペットを自己所有地等に埋葬等する場合は、この条例を適用しない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年5月1日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の際現にペット霊園を設置している者及びペット霊園の設置に係る工事を施工している者は、この条例の施行日後30日以内に、町長に書面を届け出なければならない。

イ アの届出をしたペット霊園については、この条例に基づく許可があったものとみなし、当該ペット霊園の変更及び廃止については、この条例の規定を適用する。

議案第 5 号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

結核性疾患による病気休暇について、給料の減額までの期間の特例を廃止するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

結核性疾患による病気休暇に係る給料の減額までの期間の特例（1年）を廃止するとともに、規定の整備を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前から引き続き結核性疾患による病気休暇により勤務しない職員については、引き続き給料の減額までの期間を1年とする。

議案第 6 号

松伏町防災会議条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町防災会議を構成する委員及びその定数を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町防災会議を構成する委員に町長が防災上必要と認めて任命する委員を新たに追加するとともに、当該追加された委員の定数を2名とする。

(2) 委員の任期等の規定の整備

3 施行期日

平成24年4月1日

議案第 7 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

スポーツ振興法の全部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

非常勤特別職の名称の変更

現 行	改正後
体育指導委員	スポーツ推進委員

3 施行期日

平成24年4月1日

議案第 8 号

松伏町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

乳幼児以外のこどもの通院に係る医療費を市町村民税非課税世帯等に属する者に限らず支給対象とするとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 通院に係る子ども医療費の支給対象者の拡大（第4条関係）

区 分	現 行	改正後
通 院	乳幼児並びに市町村民税非課税世帯及び市町村民税免除世帯に属する中学生までの子ども	乳幼児及び中学生までの子ども

(2) 通院に係るこども医療費の支給停止（第9条関係）

保護者が次の地方税等を滞納している場合は、市町村民税非課税等の場合を除き、当該保護者のこども（乳幼児を除く。）の通院に係るこども医療費の支給を停止する。

ア 松伏町税条例に基づく町民税、固定資産税及び軽自動車税

イ 松伏町国民健康保険税条例に基づく国民健康保険税

ウ 松伏町保育の実施等に関する条例に基づく保育料

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年10月1日。ただし、第3条第3号の改正規定（松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例に係る部分に限る。）は同年4月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第9号

松伏町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

障害者自立支援法の一部改正等に伴い、重度心身障がい者医療費の支給対象者の住所地の特例の取扱い等を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 重度心身障がい者医療費の支給対象者となっている障害児施設入所者に係る住所地の特例の取扱いの変更

(2) 障害者自立支援法に規定されている旧法指定施設の移行期間終了に伴う規定の整備

(3) 身体障害者福祉法の規定に基づく障害福祉サービスの提供を委託している者に係る住所地の特例の取扱いを新たに規定する。

(4) 児童福祉法の一部改正等に伴う規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、2の改正により松伏町の重度心身障がい者医療費の支給対象者でないこととなった場合でも、現在入所している施設等を退所するまでの間は、松伏町の重度心身障がい者医療費の支給対象者とみなす。

議案第10号

松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

児童福祉法の一部改正等に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

児童福祉法の一部改正等に伴う規定の整備

3 施行期日

平成24年4月1日

議案第 1 1 号

松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

育児のための早出遅出勤務を請求することができる職員の条件を追加し、及び病気休暇の期間を原則 90 日に限ること等とするとともに、災害の際職員が受けることができる特別休暇の規定の整備等をするための条例の改正

2 内容

(1) 育児のための早出遅出勤務を請求することができる職員の条件の追加（第 8 条の 2 関係）

(2) 病気休暇として療養が認められる期間の改定（第 13 条関係）

ア 病気休暇の期間は、次の（ア）及び（イ）の場合を除き、連続して 90 日を超えることができない。

（ア）公務災害及び通勤災害により負傷し、又は疾病にかかった場合

（イ）定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で、規則で定めるところにより任命権者が認める場合

イ 連続する 8 日以上病気休暇を使用した職員が、当該病気休暇の期間の末日の翌日から、実勤務日数が 20 日に達するまでの間に、再び同一の疾病等により病気休暇を取得したときは、前後の病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

ウ 使用した病気休暇の期間が 90 日に達した日後においても、引き続き当初の病気と明らかに異なる病気のために療養する必要があるときは、アにかかわらず病気休暇を承認することができる。

エ 使用した病気休暇の期間が 90 日に達した日の翌日から実勤務日数が 20 日に達するまでの間に、当初の病気と明らかに異なる病気のために療養する必要があるときは、アにかかわらず病気休暇を承認することができる。

オ 病気休暇の療養期間中にある週休日等の勤務しない日は、病気休暇を使用した日とみなす。

(3) 災害の際職員が受けることができる特別休暇の規定の改定（第 14 条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア 2（2）の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に使用した病気休暇について適用する。

イ アにかかわらず、この条例の施行の際現に受けている病気休暇（結核性疾患による病気休暇並びに 2（2）ア（ア）及び（イ）に該当する病気休暇を除く。）の期間は、当該病気休暇に連続する病気休暇の期間の初日から連続して 90 日を超えることはできない。

議案第 1 2 号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率を次のように定める。

段階	対象者	保険料年額
1	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で市町村民税世帯非課税者であるもの等	29,280円
2	市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下であり1に該当しないもの等	29,280円
※ 特例3	市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が120万円以下であり1及び2に該当しないもの等	40,992円
3	市町村民税世帯非課税者で1、2及び特例3に該当しないもの等	43,920円
※ 特例4	市町村民税非課税者で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下であり1、2、特例3及び3に該当しないもの等	55,632円
4	市町村民税非課税者で1、2、特例3、3及び特例4に該当しないもの等	58,560円
5	市町村民税課税者で合計所得金額が125万円未満のもの等	67,344円
6	市町村民税課税者で合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの等	73,200円
7	市町村民税課税者で合計所得金額が190万円以上400万円未満のもの等	87,840円
8	市町村民税課税者で合計所得金額が400万円以上500万円未満のもの等	102,480円
9	市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上600万円未満のもの等	108,336円
10	市町村民税課税者で合計所得金額が600万円以上のもの等	114,192円

※特例第3段階及び特例第4段階は、附則において規定する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町介護保険条例の規定は、平成24年度以後の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第13号

松伏町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の保育所徴収金基準額表の改定に伴い、規定の整備等をするための条例の改正

2 内容

(1) 一時保育に係る児童の年齢区分の規定を通常保育の場合と同様とする。

(2) 平成22年度税制改正により、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたが、保育料の算定にあたっては当該税制改正の影響を受けないよう規定の整備を行う。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
公布の日
- (2) 経過措置

改正後の保育料表の規定は、平成24年4月1日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

議案第14号

町道の路線認定について

認定内容

2-757号線

松伏町大字松伏字内前野2531番3地先（起点）から
大字松伏字内前野2531番10地先（終点）まで
幅員 4.00m 延長 69.32m

2-758号線

松伏町田中三丁目2番31地先（起点）から
田中三丁目2番35地先（終点）まで
幅員 4.50m 延長 69.38m

議案第15号

平成23年度松伏町一般会計補正予算（第4号）

1 補正前予算額	8,159,151千円
2 補正予算額	△47,927千円
3 合計	8,111,224千円

議案第16号

平成23年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	3,436,033千円
2 補正予算額	△44,785千円
3 合計	3,391,248千円

議案第17号

平成23年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

1 補正前予算額	621,930千円
2 補正予算額	△13,160千円
3 合計	608,770千円

議案第18号

平成23年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	1,548,219千円
2 補正予算額	△47,899千円
3 合計	1,500,320千円

議案第19号

平成23年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1	補正前予算額	171,720千円
2	補正予算額	1,431千円
3	合計	173,151千円

議案第20号

平成24年度松伏町一般会計予算

1	本年度予算額	7,888,000千円
2	前年度予算額	7,936,000千円
3	比較	△48,000千円

議案第21号

平成24年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1	本年度予算額	3,678,238千円
2	前年度予算額	3,345,316千円
3	比較	332,922千円

議案第22号

平成24年度松伏町公共下水道事業特別会計予算

1	本年度予算額	639,839千円
2	前年度予算額	608,327千円
3	比較	31,512千円

議案第23号

平成24年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1	本年度予算額	7,093千円
2	前年度予算額	7,819千円
3	比較	△726千円

議案第24号

平成24年度松伏町介護保険特別会計予算

1	本年度予算額	1,562,216千円
2	前年度予算額	1,527,373千円
3	比較	34,843千円

議案第25号

平成24年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	192,568千円
2	前年度予算額	170,659千円
3	比較	21,909千円